

公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会

公認審判員規程

この規程は、本協会定款に基づき制定する。

第1章 公認審判員

(区分)

第1条 当協会の公認審判員は、次の通り区分する。

1 打突審判員

- (1) 打突異種1級 (A・B・C)
- (2) 打突同種1級
- (3) 打突同種2級

2 基本動作審判員

前項を準用するものとする

3 役職審判員

- (1) 主審
- (2) 検査役

(資格)

第2条 公認審判員は、別表1に掲げる資格基準に基づき、それぞれの公式種目において、審判員の資格を有する。

(資格の更新)

第3条 公認審判員の資格につき、有効期間はこれを定めず、更新はこれを必要としないものとする。

ただし、公認審判員は以下、毎年、下記の義務のうちいずれかを果たさなければならない。

- (1) 毎年1回以上、第5条所定の審査会に参加すること
- (2) 毎年1回以上、当協会が主催ないし公認する公式戦で審判を行うこと

(資格の停止ないし失効)

第4条 以下の各号に当てはまる場合、公認審判員の資格を停止されないし喪失する。

- (1) 当協会倫理規程第5条により資格の抹消ないし停止の処分を受けた場合
喪失
- (2) 第3条に定める義務を履行せず、勧告を受けてもこれに従わない場合
停止ないし喪失
- (3) 当協会定款第8条による会員資格の喪失乃至同10条による除名となった場合
喪失
- (4) 公式戦参加選手から当該審判員につき多大な苦情が寄せられ、大会の円滑な行
を妨げるものと当協会理事会が認めた場合
停止

(審査会の実施)

第5条 公認審判員の審査会は、各支部ないし地域連絡協議会ごとに毎年1回以上実施することを原則とし、日時、場所、その他必要事項をあらかじめ当協会および各支部・地域連絡協議会より公告又は通知する。

(審査員)

第6条 公認審判員の審査は、すべて当協会理事会により選任された資格審査員により行う。

2. 資格審査員は、本協会「指導料・筆耕料に関する規程」に基づき、謝金を受けることができるものとする。

(受審者の資格基準)

第7条 公認審判員の審査を受けるためには、別表1に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(受審の申請)

第8条 公認審判員の審査を受けようとする者は、各支部ないし地域連絡協議会を通じて、所定の申請書を提出しなければならない。

2. 前項の申請書の様式は別に定める。

(審査の科目)

第9条 審査の科目は、下記の通りとする

1 公認打突審判員

10戦以上の模擬試合の審判を行い、すべて正答した者とする。

2 公認基本動作審判員

10戦以上の模擬試合の審判を行い、8割以上正答した者とする。

3 役職審判員

模擬試合を行い、正しく役職審判員の役務を遂行できた者とする。

(審査料及び登録料)

第10条 受審者は、審査会受審時に審査料（受講料）を納入しなければならない。

2. 合格者は、審判登録料（免許状料）を納入しなければならない。

3. 審査料及び審判登録料の金額は、別表2の通りとし、当協会理事会で定める。

第2章 雑則

(規程の改正)

第11条 本規程は理事会の議決により変更することができる。

附則

この規程は、令和6年2月22日から施行する。

別表 1

	年齢要件	取得要件
打突同種 1 級	18 歳以上	当該種目初段以上
権限範囲 打突各種目の指定された 1 種目の同種打突試合において、審判を行う権限を有する。		
打突異種A 1 級	18 歳以上	カテゴリ内いずれかの種目の初段以上および同種 1 級審判を保有
権限範囲 小太刀・長剣フリー・二刀・長剣両手の同種打突試合および異種打突試合において、審判を行う権限を有する。		
打突異種B 1 級	18 歳以上	カテゴリ内いずれかの種目の初段以上および同種 1 級審判を保有
権限範囲 楯小太刀・楯長剣・棒・杖・長巻の同種打突試合および異種打突試合において、審判を行う権限を有する。		
打突異種C 1 級	18 歳以上	カテゴリ内いずれかの種目の初段以上および同種 1 級審判を保有
権限範囲 短刀・楯短刀・長槍・短槍の同種打突試合および異種打突試合において、審判を行う権限を有する。		
打突同種 2 級	18 歳以上	当該種目初段以上
権限範囲 打突（小太刀・長剣フリー・二刀に限る）において、指定された 1 種目の同種打突試合において、審判（副審に限る）を行う権限を有する。		
基本動作	打突に準ずる	打突に準ずる
主審	18 歳以上	初段以上
権限範囲。 競技審判規程において定める主審および小太刀・長剣フリー・二刀の同種打突審判を行う権限を有する。		
検査役	18 歳以上	初段以上
権限範囲。 競技審判規程において定める検査役を行う権限を有する。		

別表 2

審査料（受講料）

18歳以上	8,000円
18歳未満	2,000円

審判登録料（免許状料）

同種1級・同種2級	10,000円
主審	20,000円
検査役	20,000円
異種審判	30,000円